

岡山市子ども会運営助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域子ども会の適切な活動を促進するため、予算の範囲内において岡山市子ども会運営助成金(以下「助成金」という)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(助成事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という)は、岡山市子ども会育成連絡協議会に登録する単位子ども会(以下「単位子ども会」という。)が行う事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市子ども会育成連絡協議会とする。

(助成対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、単位子ども会の運営に要する経費及び当該単位子ども会の実施事業に要する経費とする。

(助成金額)

第6条 助成金額は、単位子ども会のうち、その運営が岡山市教育委員会が別に定める運営基準を満たしている単位子ども会の団体数に4,000円を乗じ、当該単位子ども会の会員数に50円を乗じて得た金額を加えた額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第1項第5号に規定する書類は、登録単位子ども会一覧(単位子ども会の名称、代表者名、所在地住所及び会員数を一覧表にした書類をいう。)とする。

(義務)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 単位子ども会が解散したとき。
- (2) 会員数が著しく減少したとき。
- (3) 単位子ども会責任者が変更したとき。

(補助金等の完了前交付)

第9条 規則第19条第1項ただし書の規定により、同条第2項に定める補助金等交付請求書の提出があった場合であって、教育委員会が事業を実施するに当たり必要と認めるときには、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、岡山市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年10月15日から施行する。

平成10年4月1日一部改正。(助成金額の変更)

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

平成19年4月1日一部改正。(交付要件の変更)

附 則

平成20年4月1日改定

附 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。